

項番・項目	評価の視点	配点	A事業者					合計	B事業者					合計	
			委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V		委員 I	委員 II	委員 III	委員 IV	委員 V		
1 基本事項の評価															
1	専門技術力 (経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 ・担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。 (事務局が客観的視点により採点)	50	8	8	8	8	8	40	6	6	6	6	6	30
2	専任性 (手持ち業務量)	・担当者又は技術者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。 (事務局が客観的視点により採点)	50	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	10
一次審査 小計①			100	10	10	10	10	10	50	8	8	8	8	8	40
				満点 250						満点 250					
				平均 10.0						平均 8.0					
2 企画提案の評価															
1 業務従事予定者の配置及びスケジュールについて															
ア	スケジュール設定	明確な作業設定をし実現性の高いスケジュールが設定されているか。	100	16	12	12	12	16	68	16	20	20	12	8	76
イ	スタッフ体制	スケジュール設定に対し、十分かつ効率的なスタッフ体制が確保されているか。	100	16	12	12	12	12	64	16	16	20	16	16	84
2 企画提案書(冊子)について															
ア	冊子作成についての考え方	冊子作成の目的である「写真や図表等を用いて分かりやすく紹介することによって、読者の興味を効果的に引き付けるとともに、平和についての関心を高めていくこと」を意識した提案がされているか。	125	15	15	15	20	20	85	25	20	25	20	15	105
イ	全体構成	目的を達成するため、優れた全体構成案が提案されているか。	125	15	15	15	15	15	75	25	20	25	20	20	110
ウ	技術力	上記の提案を実現するための技術を有しているか。	100	16	12	16	12	16	72	20	20	20	16	16	92
3 企画提案書(関連資料)について															
ア	関連資料作成についての考え方	関連資料作成の目的である「多くの人が冊子に興味を持つような内容のもの」を意識した提案がされているか。	150	24	18	30	24	30	126	18	18	24	18	24	102
イ	実現可能性	関連資料作成の提案が区の事業として適切で実現可能なものか。	100	16	8	16	16	20	76	16	16	20	12	20	84
一次審査 小計②			800	118	92	116	111	129	566	136	130	154	114	119	653
				満点 650						満点 650					
				平均 113.2						平均 130.6					
3 見積額の評価															
1	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点)	100	8	8	8	8	8	40	4	4	4	4	4	20
一次審査 小計③			100	8	8	8	8	8	40	4	4	4	4	4	20
				満点 100						満点 100					
				平均 8.0						平均 4.0					
合計(小計①+②+③)			1000	136	110	134	129	147	656	148	142	166	126	131	713
				満点 1000						満点 1000					
				平均 131.2						平均 142.6					
事務局採点配点			200												
加点項目															
区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0					該当する	10					
ワーク・ライフ・バランス推進の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者等に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0					該当しない	0					
障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者等に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0					該当しない	0					
環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者等に、一次審査合計点の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0					該当しない	0					
災害協定活動の評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない	0					該当しない	0					
一次審査合計(加点項目含む)			656					723							